

【資料 4】

これからの中学校昼食のあり方について

■アンケート結果

① 中学校での昼食はどんな昼食が良いですか

項目		生徒（回答数 1,224）		保護者（回答数 1,230）	
		回答数	割合	回答数	割合
1	家庭からの弁当がよい	542	44.28%	83	6.75%
2	小学校のような給食がよい	284	23.20%	918	74.63%
3	弁当業者による弁当給食がよい	27	2.21%	39	3.17%
4	家庭弁当とデリ弁当の選択制	163	13.32%	131	10.65%
5	1～4のどれでもよい	196	16.01%	38	3.09%
6	その他	12	0.98%	21	1.71%

・子どもは、中学生の食に対する嗜好が多様化していることや、自分自身が自らの食や好み、食事量、体調などに応じて昼食を選択できることを望んでいる。

・保護者は、小学校のような給食を望む回答が1番多く74.63%となる。

■これからの中学校昼食のあり方について検討事項

< 1 > 関係法令

・食育基本法（平成17年制定）

食育基本法では前文において、子どもたちの食や食育について、以下のとおり述べている。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子ども達に対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

・子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割（食育法第5条）

食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

・学校給食法（昭和29年制定 平成20年改正）

学校給食法は、昭和29年に制定され、学校給食の普及充実を図るために、学校給食の実施に関して必要な事項が定められた。

平成20年には、大幅に改正され、食育の推進を図ることを目的に追加するとともに、学校給食を活用した食に関する指導の実施に関して必要な事項が定められた。

（この法律の目的）

第1条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

（学校給食の目標）

第2条 学校給食を実施するに当っては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるように努めなければならない。

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食生活についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しく理解に導くこと。

＜2＞学校給食の種類

完全給食	内容がパン又は米飯、ミルク、おかずである給食
捕食給食	完全給食以外の給食で、内容がミルク及びおかず等である給食
ミルク給食	内容がミルクのみである給食

学校給食の種類は、学校給食法施行規則で「完全給食」「捕食給食」「ミルク給食」の3区分が示されている。

＜3＞学校給食の実施基準

1	全ての児童生徒を対象とするもの
2	年間を通じ毎週5日、授業日の昼食時に実施されること
3	食事の栄養内容は、文部科学省の基準による

< 4 > 学校給食の提供形式

食缶方式	1 クラス分ずつまとめて保温容器（食缶）に入れてあるものを教室に運搬し、教室で食器に盛り付け配膳する方法
弁当箱方式	あらかじめ1 人分ずつを弁当箱に詰めてあるものを提供する。

※ただし、ミルク給食の場合、提供方式は不要。

< 5 > 学校給食の実施方式

調理方式別	内 容
自校調理方式	各学校の敷地に給食室を建設し、そこで給食を調理する方式
親子調理方式	既存の小学校の給食施設で、中学校の給食も調理し、配送する方式。 調理場を持つ学校が「親」、調理場を持たない学校が「子」となる。
兄弟調理方式	中学校の給食施設で、他の中学校の給食も調理し、配送する方式。 調理場を持つ学校が「兄」、調理場を持たない学校が「弟」となる。
センター調理方式	学校外に給食調理施設を建設し、複数の学校の給食を一括調理し、各学校へ配送する方式（共同調理場方式）
デリバリー調理方式	民間事業者が持つ調理施設で給食を調理し、食缶又は弁当箱に入れて各学校へ配送する方式（民間調理場方式）

※ただし、ミルク給食の場合、実施方式は不要

< 6 > コスト面の検討

初期投資額	学校給食の運営開始までに要する費用で、初期にのみ必要	設計費、調理施設整備費、配膳室整備費、設備備品、用地取得費等
維持管理・運営費	給食供給を続ける限り、毎年、ほぼ一定額かかる費用	委託費、人件費、維持管理費、配送費、水道光熱費等
修繕・更新費	毎年度、一定額が必要となるわけではないが、設備等の劣化状況に合わせて、給食供給期間中、数年に一度必要となる費用	修繕費、備品更新費、大規模修繕費等

※ただし、給食実施方式により、かかる経費は異なる。

※市財政状況と併せて検討する必要がある。

< 7 > 学校の運営上、与える影響

- ・ 学校施設の整備（リフト、エレベーター、配膳室の設置等）
- ・ 給食指導（配膳、食事、片付け）
- ・ 食物アレルギーの対応
- ・ 給食費の徴収
- ・ 給食の食べ残し（残滓（ざんし））の問題
- ・ 昼食時間確保による教育活動への影響
（校時の編成、昼休みを利用しての生徒指導、生徒会活動、部活動への影響）

中学校の校時

(1) 京田辺市立中学校の校時表

① 京田辺市立田辺中学校（家庭弁当とデリバリー弁当の選択制）

内容	時刻	時間	※昼食時間等
4校時	11:55～12:45	50分	
～移動時間～	なし	—	
昼食	12:45～13:05	20分	40分
昼休み	13:05～13:20	15分	
～移動時間～	13:20～13:25	5分	
5校時	13:25～14:15	50分	
～移動時間～	14:15～14:25	10分	
6校時	14:25～15:15	50分	
清掃	15:15～15:30	15分	
終わりの会	15:30～15:40	10分	
最終下校（夏）	～17:30		
最終下校（冬）	～16:45		

② 京田辺市立大住中学校（家庭弁当とデリバリー弁当の選択制）

内容	時刻	時間	※昼食時間等
4校時	11:55～12:45	50分	
～移動時間～	12:45～12:50	5分	45分
昼食	12:50～13:05	15分	
昼休み	13:05～13:25	20分	
～移動時間～	13:25～13:30	5分	
5校時	13:30～14:20	50分	
～移動時間～	14:20～14:30	10分	
6校時	14:30～15:20	50分	
清掃	15:20～15:35	15分	
～移動時間～	15:35～15:40	5分	
終わりの会	15:40～15:50	10分	
最終下校（夏）	～18:00		
最終下校（冬）	～16:45		

③ 京田辺市立培良中学校（家庭弁当とデリバリー弁当の選択制）

内容	時刻	時間	※昼食時間等
4校時	11:55～12:45	50分	
～移動時間～	なし	—	
昼食	12:45～13:00	15分	40分
昼休み	13:00～13:20	20分	
～移動時間～	13:20～13:25	5分	
5校時	13:25～14:15	50分	
～移動時間～	14:15～14:25	10分	
6校時	14:25～15:15	50分	
清掃	15:15～15:30	15分	
～移動時間～	15:30～15:35	5分	
終わりの会	15:35～15:45	10分	
最終下校（夏）	～18:00		
最終下校（冬）	～16:45		

（２）他市の中学校の校時表

① 高槻市立冠中学校（給食（親子方式））

内容	時刻	時間	※昼食時間等
4校時	11:50～12:40	50分	
～移動時間～	なし	—	55分
昼食準備	12:40～13:00	20分	
昼食	13:00～13:20	20分	
昼休み	13:25～13:35	10分	
～移動時間～	13:35～13:40	5分	
5校時	13:40～14:30	50分	
～移動時間～	14:30～14:40	10分	
6校時	14:40～15:30	50分	
終礼・清掃	15:35～	終礼は15分程度	
最終下校（夏）	～18:00		
最終下校（冬）	～17:00		

② 城陽市立東城陽中学校（センター給食）

内容	時刻	時間	※昼食時間等
4校時	11:55～12:45	50分	
～移動時間～	なし	—	50分
昼食	12:45～13:25	40分	
昼休み	13:25～13:35	10分	
～移動時間～	なし	—	
5校時	13:35～14:25	50分	
～移動時間～	14:25～14:35	10分	
6校時	14:35～15:25	50分	
清掃	15:25～15:40	15分	
～移動時間～	15:40～15:45	5分	
終わりの会	15:45～15:55	10分	
最終下校（夏）	～18:00		

最終下校（冬）	～17:00		
---------	--------	--	--

③ 神戸市立兵庫中学校（家庭弁当とデリバリー弁当の選択制）

内容	時刻	時間	※昼食時間等
4校時	11:45～12:35	50分	
～移動時間～	なし	—	40分
昼休み（昼食含む）	12:35～13:10	35分	
～移動時間～	13:10～13:15	5分	
5校時	13:15～14:05	50分	
～移動時間～	14:05～14:15	10分	
6校時	14:15～15:05	50分	
S H R	15:05～15:15	10分	
～移動時間～	なし	—	
清掃	15:15～15:35	20分	
最終下校（夏）	～18:15		
最終下校（冬）	～17:15		

学校別の昼食方法と昼食時間等

学校名	昼食方法	昼食時間等
京田辺市立田辺中学校	家庭弁当と デリバリー注文弁当と選択制	40分
京田辺市立大住中学校	家庭弁当と デリバリー注文弁当との選択制	45分
京田辺市立培良中学校	家庭弁当と デリバリー注文弁当との選択制	40分
高槻市立冠中学校	給食（親子方式）	55分
城陽市立東城陽中学校	給食（センター方式）	50分
神戸市立兵庫中学校	家庭弁当と デリバリー注文弁当との選択制	40分

- ・中学校により昼食のあり方が様々だが、学校生活における校時の中では、大きく違いがない。
昼食時間、昼休み、前後の授業への移動時間を含め40分から55分で実施されている。

< 8 > その他給食に関する課題

(1) 小学校給食室（自校調理方式）問題

小学校名	給食室建設時期	食数（H29.5現在）
大住小学校	昭和51年	292食
田辺小学校	昭和53年	690食
草内小学校	昭和51年	367食
三山木小学校	平成28年	847食
普賢寺小学校	昭和49年	90食

田辺東小学校	昭和47年	246食
松井ヶ丘小学校	昭和55年	809食
薪小学校	昭和56年	654食
桃園小学校	昭和59年	683食

※三山木小学校の給食室（自校調理方式）については、平成28年度に建て直しを実施。三山木小学校以外、昭和に建設された給食室を使用しており、老朽化が進んでいる。

（2）生徒数の増加

中学校名	H22.4.1 現在		H25.4.1 現在		H29.4.1 現在	
	クラス数	生徒数	クラス数	生徒数	クラス数	生徒数
田辺中学校	19	582 人	21	670 人	22	751 人
大住中学校	19	660 人	22	783 人	22	751 人
培良中学校	12	363 人	12	366 人	12	326 人
計	50	1,605 人	55	1,774 人	56	1,828 人

※京都府下で、人口増加地域である京田辺市は、中学校に通う生徒数も年々増加している。
特に同志社山手地区の開発により、今後も生徒数が増加となる見込みである。

■今後の課題

- ・現在の京田辺市の中学校昼食方式（家庭弁当を基本とし、市販の昼食及びデリ弁当との選択制）についても選択肢として実施、改善を行い、並行して食育や教育の観点、京田辺市を取り巻く様々な状況など多方面から総合的に検討し、効率的で実現可能な方策を、京田辺市の子供達のために、中学校にふさわしい昼食のあり方について検討する。